

(別記 25)

かんしょ生産拡大対策整備事業
(かんしょ重要病害虫対策整備事業)

第1 事業の内容

本事業は、サツマイモ基腐病等の対策のため、健全な苗及び種いもを供給することを目的に、施設の新設や既存施設等の改修に必要な経費を助成するものとする。

第2 事業実施主体

- 1 本事業における事象実施主体は、以下に掲げる者とする。
 - (1) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）
 - ア 農業協同組合
 - イ 農業協同組合連合会
 - ウ 農事組合法人
 - エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人
 - オ 特定農業法人及び特定農業団体
 - カ その他農業者の組織する団体
 - (2) かんしょでん粉製造事業者
 - (3) かんしょでん粉製造事業者の組織する団体
 - (4) かんしょ加工品製造事業者
 - (5) 協議会（かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）であって、施設整備を行う者が協議会の構成員のうち法人格を有する者とされていること
- 2 実施要領第5の2の(2)において定めるチェックシートについては、1の(1)は別記様式第10号-4（農業経営体向け）、他の場合は別記様式第10号-5（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物、地域の範囲

本事業の対象となる作物は、かんしょとする。

事業実施地域は、でん粉原料用かんしょに係る指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の指定地域をいう。）の区域内とする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

- (1) 重要病害虫が発生したほ場の10a当たり収量を10%以上増加
- (2) かんしょ作付面積全体に占める重要病害虫が発生したほ場面積の割合を10ポイント以上削減

3 目標年度

目標年度は、事業実施の翌々年度とする。

4 事業実施計画の採択要件

事業実施計画の採択要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、2の成果目標に沿っていること。
- (2) 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
- (3) 整備を予定している設備が、2の成果目標の達成に直結するものであること。
- (4) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

5 留意事項

本事業の実施に当たっては、環境汚染、騒音その他の公害・衛生問題等に留意するものとする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 補助対象経費は、苗及び種いもの供給等に係る設備のうち、重要病害虫の対策に向けた施設の新設や既存施設の改修のために必要な以下の施設の整備に係る経費とする。

(1) 種子種苗生産供給施設

組織培養（ウイルスフリー苗を含む。）、苗・種いも生産、種いも保管・貯蔵等に係る設備及び機器

(2) 病害虫まん延防止施設

種いも消毒等に係る設備及び機器

2 補助率は1/2以内とする。

3 1の施設等は、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 原則として新品であり、耐用年数がおおむね5年以上のもの。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築又は併設、合体施工又は直営施工、古品又は古材の利用等を推進するものとする。

なお、この場合の古品及び古材については、新資材との一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

(2) 既存設備等の代替としての同種・同能力のものの再導入（いわゆる更新）ではないこと。

4 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。

5 費用対効果分析

(1) 本事業による設備等の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である設

備等の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならないものとする。

(2) 本事業における費用対効果については、別記 25-1「かんしょ重要病害虫対策整備事業に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

(3) 上記に定めるほか、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」の別紙1「費用対効果分析指針（産地基幹施設等支援）」を準用して定量的に費用対効果分析を行い、本事業により整備する設備等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるよう留意するものとする。

6 次に掲げる経費は、本事業の対象としない。

(1) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費

(2) 施設用地の整備や改良などの整備のための経費

7 本事業の事務手続及び事業費の取扱いについては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食農2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。

第5 事務の実施手続

1 募集方法等

(1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、事業公募要領を委員会に諮るものとする。

(2) 地方農政局長等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

(3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては採択優先順位の変更は行わないものとする。

(4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

(1) 1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた

事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長等に交付等要綱第7第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する道県又は市町村と調整を図るものとする。

- (2) 実施要領第5の2の(2)において定めるチェックシートについては、1の(1)は別記様式第10号-4(農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第10号-5(民間事業者・自治体等向け)を用いるものとする。

(別記 25－1)

かんしょ重要病害虫対策整備事業に係る費用対効果分析の実施手法

第1 趣旨

かんしょ重要病害虫対策整備事業に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第2から第4までに定める手法により行うものとする。

第2 費用対効果の算定方法

1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$

2 妥当投資額の算定は、次の(1)から(4)までにより行うものとする。

(1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。廃用損失額がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

(2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第3に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

(3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^{-n} \} \div \{ (1 + i)^{-n} - 1 \} \quad (\text{別表1参照})$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び交付規則別表に定めるところによる。

(4) 算定の基礎とする数値は、事業実施計画の内容と整合性のとれたものでなければならない。

3 総事業費は、効果の発生に係るかんしょ重要病害虫の対策のための整備の投下資金の総額とする。

第3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

1 かんしょ重要病害虫の対策による効果

(1) 効果の内容

ア 生産コスト削減効果

設備改修・整備により、病害虫被害が軽減し、生産コストが削減される効果

イ 生産力増加効果

設備改修・整備により、作付面積や単収が増加し、生産量が増加する効果

ウ 品質向上効果

設備改修・整備により、品質が向上し、所得が増加する効果

エ 被害防止生産安定効果

設備改修・整備により、重要病害虫による減収量が低下し、所得が増加する効果

(2) 算出方法

かんしょ重要病害虫の対策による効果の年効果額は、次のアからエまで及び2により算定する年効果額の合計額とする。

ア 生産コスト削減効果

現在のかんしょの生産コストと整備後の生産コストの差に年間生産量を乗じた額

イ 生産力増加効果

現状のかんしょの生産量と整備後の生産量の差に販売価格を乗じた額

ウ 品質向上効果

現在のかんしょの販売価格と整備後の販売価格の差に年間生産量を乗じた額

エ 被害防止生産安定効果

現在の重要病害虫によるかんしょの減収量と整備後の減収量の差に販売価格を乗じた額

2 その他の効果

1の(1)に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき地方農政局長等が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる(様式は任意とする)。

第4 費用対効果(投資効率)算定の様式

費用対効果(投資効率)算定に当たっては、第2及び第3に定めるところに従い、別記様式第11号別添1により行うものとする。

別表 1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0. 2246	33	0. 0551
6	0. 1908	34	0. 0543
7	0. 1666	35	0. 0536
8	0. 1485	36	0. 0529
9	0. 1345	37	0. 0522
10	0. 1233	38	0. 0516
11	0. 1142	39	0. 0511
12	0. 1066	40	0. 0505
13	0. 1001	41	0. 0500
14	0. 0947	42	0. 0495
15	0. 0899	43	0. 0491
16	0. 0858	44	0. 0487
17	0. 0822	45	0. 0483
18	0. 0790	46	0. 0479
19	0. 0761	47	0. 0475
20	0. 0736	48	0. 0472
21	0. 0713	49	0. 0469
22	0. 0692	50	0. 0466
23	0. 0673	51	0. 0463
24	0. 0656	52	0. 0460
25	0. 0640	53	0. 0457
26	0. 0626	54	0. 0455
27	0. 0612	55	0. 0452
28	0. 0600	60	0. 0442
29	0. 0589	80	0. 0418
30	0. 0578	90	0. 0412
31	0. 0569	100	0. 0408
32	0. 0559		